

第36号

市営住宅通信

安城市建設部建築課

平成22年8月

電話 76-1111
直通 71-2240

地上デジタル放送の完全移行まであと1年です！

★現在、デジタル放送に向けて設備改修を進めています！
各住宅で共聴アンテナからケーブルテレビ方式に切替を行っています。

改修状況については次のとおりです。

○改修済の住宅…新田・大山田東・飛越・池浦・小川
荒曾根・新田北・小根・東大道・大東

●未改修の住宅…門原・大山田上・前山・吹付・寒風根

●各自で地デジに対応していただく住宅…井杭山・広畔

※未改修の住宅については、今年度中に改修を予定しています。

※井杭山と広畔は、アンテナが個人所有のため、市では改修しません。現在ご使用のアンテナが地上デジタル非対応の場合は、個人で取替等をしてください。

★受信機器の準備をお忘れなく！（全住宅）
改修や取替が終了しても、地デジ対応のテレビなどを各自で揃えていただく必要があります。

※地デジの詳細については総務省地デジコールセンター（Tel0570-07-0101）にお問い合わせください。



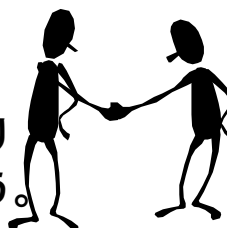
町内会に参加しましょう！

★みんなの協力で住みよい住宅を！

住みよい住宅を作り、明るく楽しい近隣生活を営むだけでなく、近隣との交流や地域活動の活性化のためにも、町内会活動への参加、町内会費の納付等の協力をお願いします。

★いざという時、大切なのは人との繋がり！

日常に留まらず、災害などの緊急時にも地域の繋がりが非常に重要です。地域の繋がりを大切にしましょう。



市営住宅は、許可を受けた人しか入居できません！

★異動がある場合は必ず届出が必要です！

現在、入居していない方を新たに同居させる場合はもちろん、転出などで入居人数が変わる場合も、市役所に必ず届出をしてください。

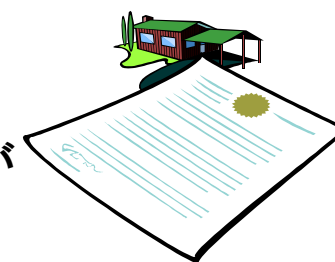
★無断同居は厳禁です！

市に無断で、届出をしていない方を同居させることは、絶対にやめてください。また、同居の資格が無い方は、市営住宅の同居を承認できません（入居には資格が必要です）。再三の注意によっても無断同居が続いていたり、届出をしない場合は、住宅の明渡しを請求することがあります。

★市営住宅のルールを守りましょう！

市営住宅は入居条件を満たし、許可された方のみが居住できる住宅です。

ルールを守って入居してください。



車は決められた場所に停めましょう！

★指定された場所以外への駐車は絶対にやめてください！

路上駐車や、敷地内の消防空地、指定された場所以外への駐車は、入居者だけでなく、近隣の方々に対しても大変な迷惑がかかります。

駐車スペースは各自が責任を持って確保してください。



やればできる！ごみ減量20%！

安城市は環境首都を目指し、その実現のために「ごみ減量20%」（平成17年度の市民1人あたりのごみの量590gを、平成22年度に470gにする）を目標に掲げています。なお、今年度7月末は1人あたり497g（約15.8%減）でした。皆様のごみ減量へのご協力をお願いします！